

# 社会福祉法人 東保会 役員等報酬規程

## (目的)

### 第 1 条

この規程は、社会福祉法人 東保会(以下「当法人」という。)定款第8条および第24条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員並びに第三者委員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

## (報酬等の支給)

### 第 2 条

役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

## (当法人職員給与との併給)

### 第 3 条

当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しない。

## (報酬等の支給方法)

### 第 4 条

役員等に対する報酬等は、会議に出席した都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

## (端数の処理)

### 第 5 条

この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じた時には、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

## (役員等の報酬等の算定方法)

### 第 6 条

役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については別表1に定める額
- (2) 役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

## (公表)

### 第 7 条

当法人は、この規定をもって社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

## (改廃)

### 第 8 条

この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

## (補則)

### 第 9 条

この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成30年10月15日より施行する

## 別 表 1

### ○ 評議員

|               | 報酬の額     |
|---------------|----------|
| 評議員会への出席      | 日額3,000円 |
| 上記の他、法人業務の為出勤 | 日額3,000円 |

### ○ 理事

|               | 報酬の額     |
|---------------|----------|
| 理事会への出席       | 日額3,000円 |
| 上記の他、法人業務の為出勤 | 日額3,000円 |

### ○ 監事

|                    | 報酬の額     |
|--------------------|----------|
| 評議員会、理事会、監事監査等への出席 | 日額3,000円 |
| 上記の他、法人業務の為出勤      | 日額3,000円 |

### ○ 第三者委員

|               | 報酬の額     |
|---------------|----------|
| 第三者委員会への出席    | 日額3,000円 |
| 上記の他、法人業務の為出勤 | 日額3,000円 |